

違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の 通知を受け た日 契約申込人数	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	20 日 前	30 日 前
14 名まで	100 %	100 %	50 %	40 %	30 %	20 %	10 %	10 %	%	%	%	%	%
15～30 名まで	100 %	100 %	50 %	50 %	50 %	20 %	20 %	10 %	10 %	10 %	%	%	%
31 名～100 名まで	100 %	100 %	50 %	50 %	50 %	50 %	50 %	30 %	30 %	10 %	10 %	10 %	%
101 名以上	100 %	100 %	80 %	50 %	50 %	50 %	50 %	50 %	50 %	30 %	20 %	20 %	10 %

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。

3. 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における 宿泊人数の 10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。